

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年9月18日)

〔件 名〕

- 1 鳥取県環境教育等行動計画(素案)に係るパブリックコメントの実施について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 第5回中海会議の概要について
(水・大気環境課) ··· 7
- 3 ごみ減量化に向けた「食べきり」及び「簡易包装」の取組について
(循環型社会推進課) ··· 12
- 4 山陰海岸ジオパーク世界再認定・エリア拡大記念セレモニーについて
(緑豊かな自然課) ··· 13
- 5 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)案に係るパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課) ··· 14
- 6 「鳥取県地域安全フォーラム2014」の開催について
(くらしの安心推進課) ··· 20
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課) ··· 21

生 活 環 境 部

鳥取県環境教育等行動計画(素案)に係るパブリックコメントの実施について

平成26年9月18日
環境立県推進課

本県の環境教育の基本的な考え方、推進のための施策等を取りまとめた「鳥取県環境教育等行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定するに当たり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施中である。

この行動計画は、平成24年の「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正により、都道府県で作成する行動計画に掲げる事項が具体的に明記されたことから、平成4年に策定した鳥取県環境教育基本方針を見直し、策定するものである。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 平成26年9月12日(金)から10月3日(金)まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 行動計画(素案)の概要

鳥取県環境教育等行動計画(素案)の概要

【目指す将来の姿】

地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子に心をとめ、環境の悪化に気づき、自然や社会に対する心くばり・心がまえを持って、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。

①行動計画の策定に当たって

- 1 行動計画策定の背景
 - (1) 環境教育等の必要性
 - (2) 国の環境教育をめぐる動き
 - (3) 鳥取県の環境教育をめぐる動き
- 2 行動計画の位置付け

③環境教育等の推進のための施策

- 1 環境教育の方向性
 - (1) 目指す将来の姿
 - (2) 鳥取らしさを生かして
- 2 各主体の役割と環境教育等推進のための施策
 - (1) 県民・家庭
 - (2) 学校等
 - (3) 事業者
 - (4) 民間団体等
 - (5) 行政
- 3 主体相互の連携と協働取組の方向

④環境教育等の推進に向けた県の取組

- 1 人材の育成・活用
- 2 プログラムの整備
- 3 情報の提供
- 4 環境学習の機会の提供
- 5 情報の積極的公表
- 6 國際的な視点での取組
- 7 各主体間の協働取組
- 8 行動計画の進行管理

②環境教育に関する基本的な考え方

- 1 環境保全のために求められる人間像
- 2 環境教育が育むべき能力
- 3 環境教育の手法

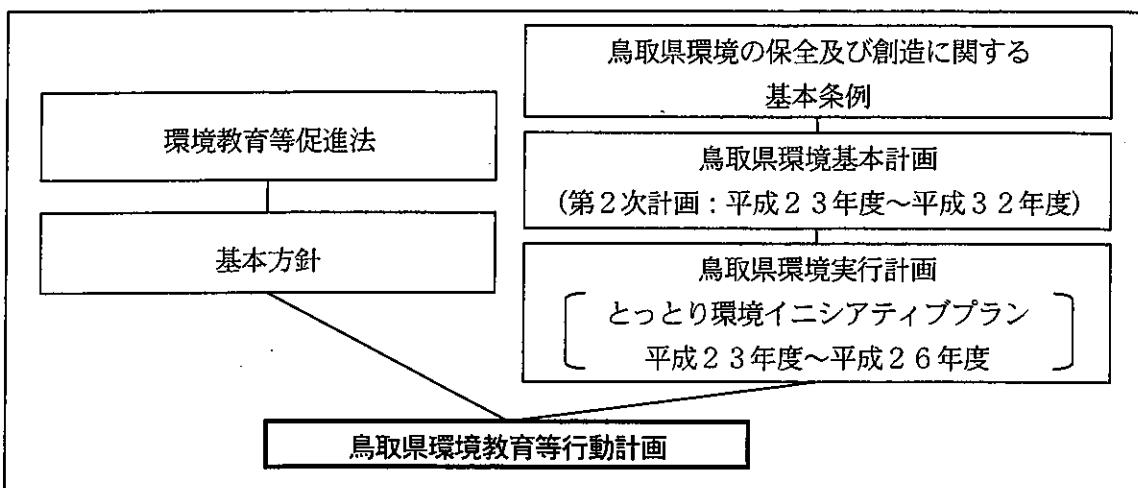
3 今後の予定

時 期	内 容
9月12日(金)～10月3日(金)	パブリックコメント
10月中下旬	パブリックコメント意見の反映等最終案の作成
11月	行動計画の策定・公表

鳥取県環境教育等行動計画(案)概要版

1 計画策定の背景等

- この計画は、環境教育の果たす役割がますます重要になっていること、国が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)で新たな考え方や制度を示したこと等を踏まえ、鳥取県環境教育基本方針を見直し、新たに行動計画として策定するものです。



2 環境教育の基本的な考え方と目指す将来の姿

【基本的な考え方】

- 環境教育の活動は、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」の各段階を通じて「具体的な行動」を促し、「問題解決に向けた成果」を目指すという一連の流れとして行われることが大切である。
- 知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点を大切にする。その際、指導に当たっては、体験や遊びを行うこと自体が目的化されないよう留意する。

【目指す将来の姿】

- 地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子に心をとめ、環境の悪化に気づき、自然や社会に対する心くばり・心がまえを持って、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。

3 各主体の役割と施策

1 県民・家庭

- 県民一人ひとりが、日常生活とそれに起因する環境負荷について関心を持ち、自主的に日常の生活の中で、資源を大切にして環境に配慮した行動を取り入れていく。
- 家庭においては、日々の暮らしと環境との関わりについて考え、省エネや節電、リサイクルなどに取り組む。

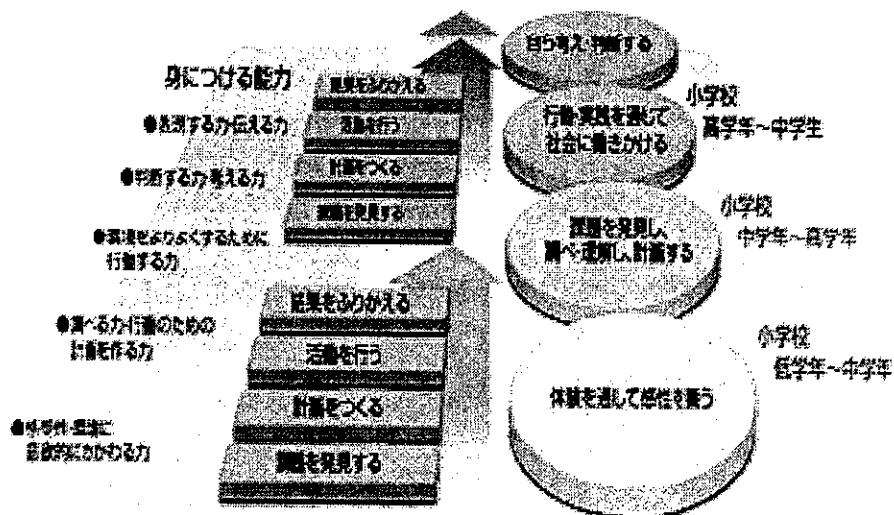
【取組例】

- 行政、NPO法人等や自治会、公民館等が実施している環境学習会や環境保全活動に関するイベントへの参加
- 省エネ・省資源活動を意識した環境への負荷の少ない暮らしの実践

2 学校等

- 保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等では、学習指導要領等に基づき、体験を重視した系統的、継続的な教育活動を通じ、発達段階に応じた環境教育を進めていく。
- 大学や大学院などの高等教育機関においては、環境を題材とした講義や研究課程等が多く設けられている。
- 学校における環境教育の推進役として重要な役割を担う教職員は、環境教育推進の視点を意識して指導にあたることが大切で、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善や充実に努めていく。

【発達段階に応じたねらい】



出典：新学習指導要領準拠パンフレット 授業に活かす環境教育

【取組例】

- 年齢や発達段階に応じた環境教育の実施
- 学校給食の残渣活用によるフードリサイクルの推進
- 環境教育に関わる教員の研修

3 事業者

- 環境マネジメントシステムの認証取得により、環境に配慮した事業活動を行うとともに、従業員への研修などにおいて計画的に環境教育を実施し、環境負荷の低減に大きく貢献するとともに、その組織の環境保全の取組を外部から見えやすくする。
- 事業活動を行うに当たっては、環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した製品やサービスの提供により、消費者の意識啓発を行う。

【取組例】

- 環境マネジメントシステムの導入・実施
- 環境に配慮した製品・サービスの提供
- 環境に配慮した工場の見学等の体験の機会の場の提供

4 民間団体等

- 自治会、ボランティア団体、老人クラブ等の団体は、地域の環境の現状や問題について認識し、地域に密着した環境保全活動を実践するとともに、地域社会での環境教育において中心的役割を担う。
- NPO法人等の民間団体は、専門的な知識やノウハウ、行動力を活かして、環境保全活動、環境美化活動、緑化活動、リサイクル活動、環境教育活動などの幅広い活動を行っており、それぞれの専門性を活かした環境教育や環境保全活動を自ら展開していくだけではなく、学校、地域、企業、行政等との連携に関してパイプ役を担う。

【取組例】

- 地域における環境教育や環境保全活動の実施
- 学校、地域、企業、行政等との連携・協働による環境教育の実施
- 各主体間の連携・協働の調整役

5 行政

- 地域の環境の現状や問題について把握し、地域の自然的・社会的条件に応じた環境教育に関する施策を策定し、総合的、計画的に実施する。
- 地域の実情に応じた情報の提供、学習機会の提供及び人材の育成等を行い、他の主体の環境教育や環境保全活動を支援していく。
- ごみの減量と分別及び庁舎や公共施設での省エネルギーの実践を行うとともに、再生可能エネルギーの率先的導入やモーダルシフトの推進など、自ら率先して環境に配慮した取組を進める。

【取組例】

- 環境教育に関する行動計画の策定及び推進
- 環境保全活動等に関する情報の収集・提供

4 県の取組

1 人材の育成・活用

- 環境教育を担う人材として、各主体間の違いを埋め合わせ、つなげる役割をもった調整役（コーディネーター）や各主体から問題意識や意欲を引き出し、自発的な行動につなげていく役割を持った促進役（ファシリテーター）の育成を支援する。
- 地域において、地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識を普及したり、地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う地球温暖化防止活動推進員を育成する。
- 環境問題に関する知識や経験を有する者をとつとり環境教育・学習アドバイザーとして登録し、地域や学校で実施される環境教育学習会等の講師として紹介する。

2 プログラムの整備

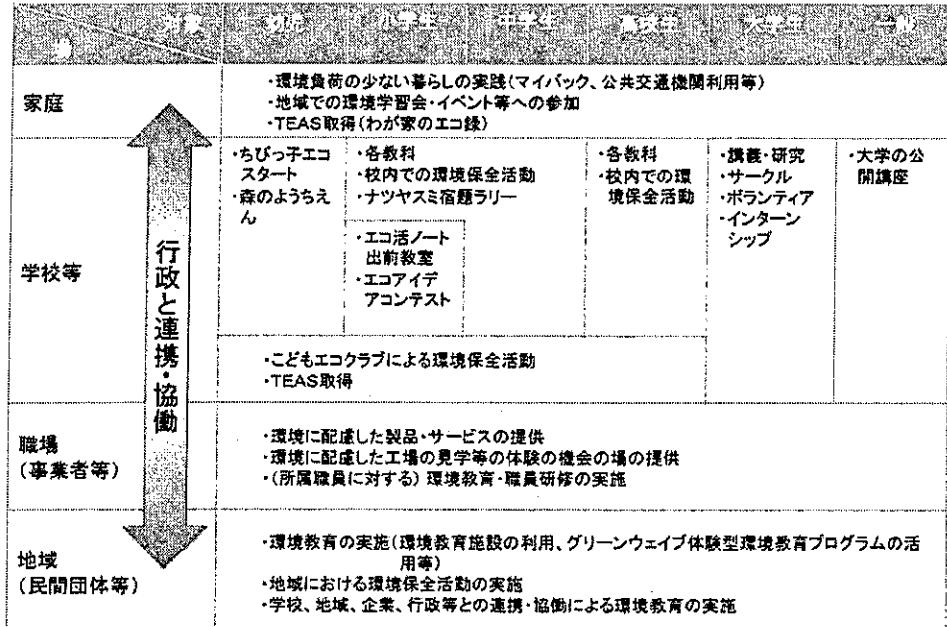
- グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム
再生可能エネルギーや発電の仕組みを理解するための、太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、体力発電、地球史、ゼロエネハウスの8プログラムの教材を整備した。
- ちびっ子エコスタート
幼児期から環境を大切にする気持ちを育み、環境に配慮した行動のできる人を育成するため、幼稚園・保育所に「ちびエコアドバイザー」を派遣して、職員・保護者向け環境学習研修会や園児向け環境学習研修会（エコ劇場）を実施する。
- エコ活ノート出前教室
家庭で取り組んでほしい環境に配慮した活動をまとめた「エコ活ノート」を教材として活用し、小学校に講師を派遣して出前教室を実施する。

3 情報の提供

- 衛生環境研究所では、環境測定キットや環境図書の整備・貸出しを行うとともに、調査研究の結果や成果を公表し、環境教育に資する情報や啓発活動に役立つ教材を提供する。
- トリピーのエコブログでは、本県の環境政策のマスコットキャラクターのエコトリピーが県内の環境保全活動や環境教育施設等を紹介している。

4 環境学習の機会の提供

- こどもエコクラブを通じた環境教育の推進、エコアイデアコンテスト、民間団体を通じた生ごみ堆肥化等の実践活動や市町村を通じた学校給食の残渣活用によるフードリサイクルの推進、県内の環境教育に利用できる施設の紹介等様々な環境学習の機会を提供する。
- 経済産業省が進める次世代エネルギーパークとして認定を受けた「とつとり次世代エネルギーパーク」の中核施設である「とつとり自然環境館」をはじめ、エネルギーパークを構成する35施設を活用した環境教育の推進を図る。



それぞれの場での環境教育

5 情報の積極的公表

- 県の環境の現状並びに環境保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策をとりまとめた鳥取県環境白書を、毎年度、県のホームページに公表する。

6 國際的な視点での取組

- 北東アジア地域と連携した環境保全を推進しており、江原道(大韓民国)、吉林省(中華人民共和国)、沿海地方(ロシア連邦)、中央県(モンゴル国)、鳥取県が連携し、北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会を組織し、共通する環境課題について情報交換などを行っている。
- 県衛生環境研究所及び韓国江原道保健環境研究所では、毎年鳥取県・江原道環境衛生学会にて、調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させている。

7 各主体間の協働取組

- 環境保全に関する施策その他の持続可能な社会づくりに関連する施策の策定や実施に当たっては、パブリックコメント、意見交換会等により環境保全に取り組む県民各界各層の意見を聞く機会を多く設け、様々な主体との間で経験や考え方を共有するための対話を一層進める。

8 行動計画の進行管理

- 上位計画である鳥取県環境実行計画(とっとり環境イニシアティブプラン)の目標指標により、進行管理し、県のホームページに公表する。
- 各年度の環境教育に係る施策の実績評価については、鳥取県環境白書の中でとりまとめ、県のホームページに公表する。

第5回中海会議の概要について

平成26年9月18日
企画課
水・大気環境課
農地・水保全課
河川課

平成26年8月25日に開催した第5回中海会議の概要は、次のとおりである。

- 1 日 時 平成26年8月25日（月） 午後2時～4時
2 場 所 国際ファミリープラザ（米子市）
3 構成員 鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市長、安来市長、国土交通省中国地方整備局長（副局長代理出席）、農林水産省中国四国農政局長
<オブザーバー> 環境省（中国四国地方環境事務所長）、防衛省（美保基地第3輸送航空隊指令（装備部長代理出席））

4 概 要

（1）中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（事務局：中国地方整備局出雲河川事務所）から、大橋川改修事業及び中海湖岸堤整備事業の進捗状況等について報告があり、意見交換を行った。

[主な報告]

- ・中海湖岸堤整備事業の短期整備箇所については、全て工事着手済み（全6箇所のうち2箇所は完了）。
- ⇒大橋川改修（拡幅）にあたっては、下流側に影響がないよう中海湖岸堤を先行するという整備手順で進めることについて、改めて国土交通省中国地方整備局に確認を行った。

（2）中海の水質及び流動について

部会「中海の水質及び流動会議」（事務局：鳥取県水・大気環境課）から、水質測定結果や水質改善のための取組の報告が行われ、今後、第5期湖沼水質保全計画（平成21～25年度）の結果を検証しつつ、モニタリングの強化と効果的な水質浄化対策を進めることが報告された。

[主な報告]

- ・環境基準点における水質測定結果では、COD（化学的酸素要求量）、全窒素、全りんのいずれの項目も環境基準及び第5期湖沼水質保全計画の水質目標とともに達成していない。
- ・各項目とも米子湾が最高地点となっている。
- ・ここ30年の経年変化は、最高地点では、CODは横ばい、全窒素、全りんは低下傾向。湖心では、すべて横ばい。ここ5年の経年変化は、最高地点、湖心とも、CODは横ばい、全窒素、全りんはやや上昇気味。
- ・これまでの米子湾流動調査、底質調査、流入負荷量調査等の検証・分析を行い、今後も関係機関と連携し、具体的な水質浄化対策の検討を進める。
- ・H26年度中の第6期計画（平成26～30年度）策定に向け、対策強化や新たなモニタリング指標の設定にも取り組む。

[主な意見]

- ・森山堤防開削の効果について、モニタリングデータからは判断できないとのことであるが、開削から5年経過したので、一定の評価をお願いしたい。
⇒開削以降、本庄工区では、塩分躍層（塩分濃度の上層下層の差）ができ、夏季における貧酸素状態が長期化したこと以外は、中海全体で特定の傾向を見出していない。引き続き、専門家の助言をいただきながら、モニタリングを継続していく。
- ・水質評価について、環境基準の達成状況等の数字の羅列になると一般住民も理解しにくいので、どの部分が重要なのか、観測方法や地点の取り方の改善も含めて、専門家の知見を取り入れて工夫してほしい。

・色々と事業が進められてきたが、水質はほとんど横ばいであり、どこに原因があるか調査が必要である。

⇒原因究明を含め、水質改善・浄化に向けた対策は、第6期計画に向け具体的に検討していく。

モニタリング強化については、国交省へも協力をお願いする。

中海は広いので、地域を分けて、各地域の状況に応じて覆砂など必要な対応を検討する必要があるかもしだれない。

(3) 中海沿岸農地の排水不良について

「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」（事務局：米子市農林課）から、排水不良農地（米子市崎津内）でのモデル事業（工事残土を活用した客土）の進捗状況等について報告があり、ストックヤード方式による良質な残土確保について改めて検討するなど、排水不良農地の効果的な対策を引き続き検討していくことを確認した。

(4) 中海の利活用について

「中海の利活用に関するワーキンググループ」（事務局：島根県政策企画局）から、利活用アイデアの具体的な取組状況（中海周遊サイクリングコースの設定・路面表示、EVカーでエコツアー推進のための充電器整備、中海の藻の活用、中海産食材を使ったメニューのPR等）について報告があり、各アイデアについて引き続き検討を進めることを確認した。

来年はラムサール登録10年を迎えるので、登録10周年記念イベントを検討することになった。

また、中海産食材を使用した試食（サルボウガイを使用した赤貝飯弁当、スジアオノリを使用したようかん）及び水辺の新しい活用の可能性を創造していくミズベリング・プロジェクト等の紹介が行われた。

(参考) 中海会議とは …平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」の趣旨に鑑み、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置(H22.4.22) した会議。

第6期中海・湖沼水質保全計画策定について

参考資料

平成26年9月18日
水・大気環境課

第1期計画策定時(S63)に比べ、流入汚濁負荷量は削減されたが、水質環境基準(COD、全窒素、全りん)及び第5期計画の目標値は未達成である。

平成26年度中に、第6期(平成26~30年度)計画を策定し、引き続き水質浄化対策を推進する。

現在、島根県と共同して計画案を検討中であり、今後、パブリックコメントなどを実施する予定である。

1 湖沼水質保全計画の検討事項

(1) 策定にあたっての基本的な考え方

- ・第5期計画期間中に両県が連携して、汚濁原因の解明等に向けた調査により次の状況を把握した。
 - ①米子湾の流動調査により、湾奥部の停滞や3層構造の流れがあること。
 - ②全域底質調査により、米子湾、湖心部、本庄水域、窪地周辺等のヘドロの質の把握ができたこと。
 - ③窪地部の流動シミュレーション研究により、窪地形状により水交換状況等が異なること。
 - ④流入河川一斉調査により、河川別の流入負荷量及び濃度等(下水道未整備地域の負荷が高いこと)。
- ・これまで得られた調査結果や知見をもとに、水質浄化対策が効果的に講じられるよう検討する。
- ・今後は、これらの評価・分析を含め、その地域の特性を十分に考慮して、取組みを行う。
- ・従来の水質指標に加え、住民等に中海の湖沼環境がよりわかりやすいものとなるよう、新たに透明度、五感評価等の指標設定を検討する。

(2) 主な内容 (湖沼法第4条)

法定事項	湖沼水質保全基本方針に掲げられている内容
計画期間	5か年間(平成26~30年度)
水質の保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none">・水質環境基準の目標と対策・望ましい湖沼の水環境及び流域の将来像(長期ビジョン)・流出水対策地区 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5期計画で策定済</div>
水質の保全に資する事業	<ul style="list-style-type: none">・下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備促進、高度処理化・工場・事業場に係る排水対策・生活排水に係る対策・畜産業に係る汚濁負荷対策・魚類養殖に係る汚濁負荷対策・流出水対策地区における汚濁負荷対策・緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護・湖沼内部の浄化対策 →例 海藻刈り、浅場造成、覆砂等その他湖内対策・水循環回復等の対策 →例 雨水貯留による流入負荷軽減等
水質の保全のための規制 その他の措置	<p>新</p> <ul style="list-style-type: none">◇新たな評価指標の設定<ul style="list-style-type: none">・五感による評価指標の導入と各エリアでの最高満足度の達成・米子湾の透明度◇調査研究の推進(汚濁原因の解明と対策の検討)<ul style="list-style-type: none">・底質・窪地等の水質への影響調査の評価等

(3) 検討中の具体的な対策・案

①流入汚濁負荷の一層の削減 →下水道等の整備促進

- ・下水道整備率は全県平均 82.2%に対して、中海流域 75.6%（米子市の流入域:83.2%、境港市の流入域 50.8%）と整備が進んでいない状況もあり、流入河川調査（河川 27 地点、海域 21 地点）でも未整備地域の汚濁物質の流入負荷が高いことが確認されているため、一層の整備促進を行う。
- ・下水処理施設における窒素、りんを処理する高度処理化を図る。

②湖沼内部の浄化対策（湖内対策）

- ・海藻刈り等により、栄養塩（全窒素、全りん）等の適正な系外搬出を行うとともに、海藻資源等の有効活用策を含めて、持続的な水質浄化の仕組みづくりを行う。
- ・浅場造成による底生生物（貝類、水草類等）が生息可能な環境等を再生し、自然浄化機能の回復を図る。
- ・これまでの調査で判明した知見を踏まえ、対策を検討する。

③モニタリング充実と科学的知見（汚濁原因の解明）に基づく対策の検討

- ・汽水湖は、海域からの干満、気象条件、地形、河川流入等による複雑な水質形成の要因があるため、汚濁原因等の究明についても未知の部分が多い。
- ・これまでの底質（ヘドロ）や窪地が水質に及ぼす影響調査の結果等の分析・評価（例えば、どんな気象条件の際に影響を与えるのか、その際の水質変化と底質の相互関係はどの程度か、影響範囲はどこまで及ぶのか等）を進めるとともに、モニタリング（水質監視体制）の充実を図り、科学的知見を蓄積して、より効果的な浄化対策を検討する。

④親しみやすい水環境を目指して

- ・地域住民等による浄化活動や利活用が積極的に行われ、より親しみやすい水環境を目指していくことは重要な課題である。
- ・これまでの、水質（COD、全窒素、全りん）評価に併せ、新たに人間の五感による評価指標や透明度の指標設定を検討する。

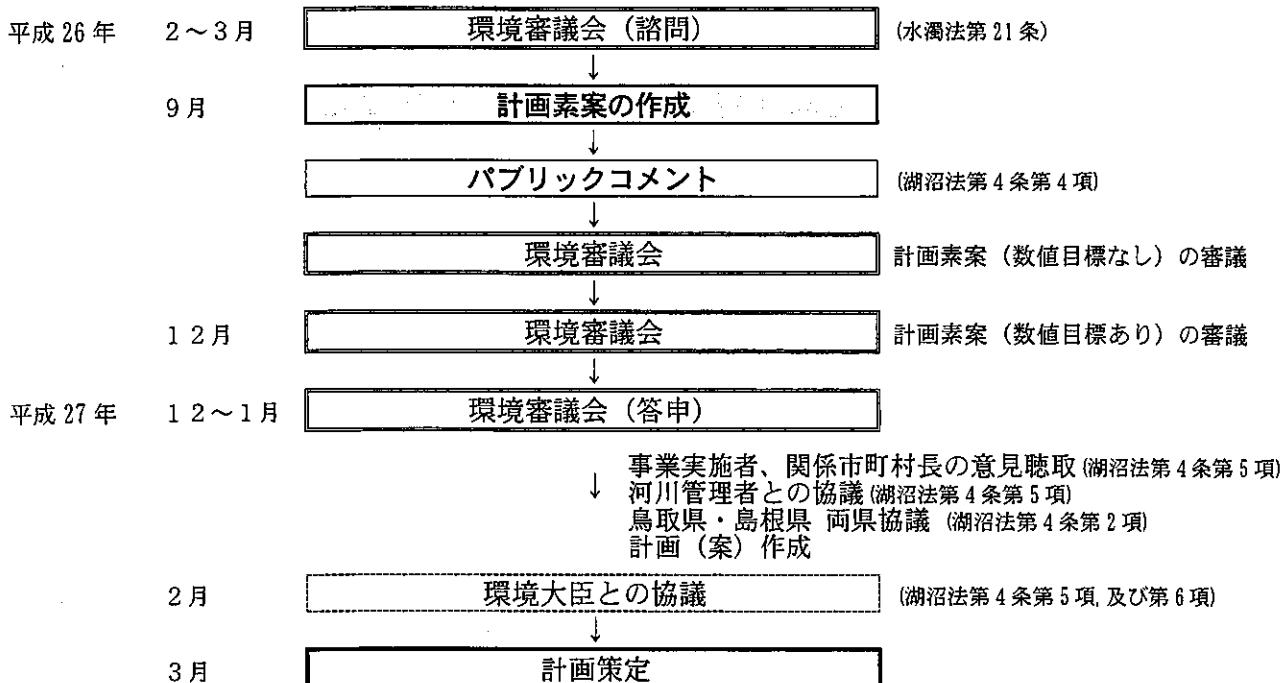
⑤環境教育の推進

- ・流域のこども達による身近な河川の調査など、環境教育を継続的に実施し、次世代を担うこども達の保全意識の向上を図るとともに、継続的な活動を推進する。

⑥関係者との連携

- ・国、自治体、大学、NPO、地域住民等が一層の連携や協働を図る取組みを推進する。

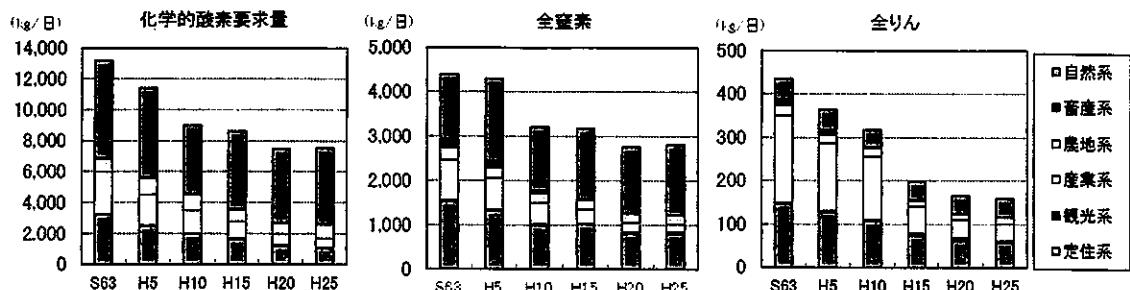
2 第6期湖沼水質保全計画の策定スケジュール



《参考》

1 これまでの取組みや効果

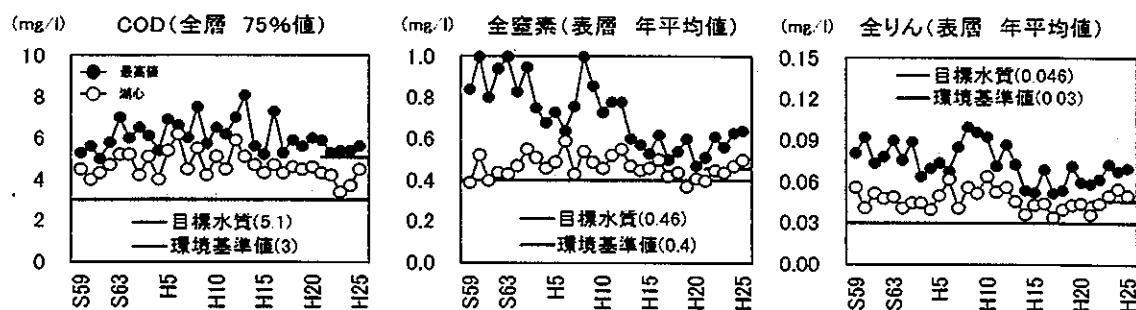
(1) 中海に流入する汚濁負荷量の推移



(2) 水質の動向

水質は、気象の影響、湖内の流動特性、湖底からの影響等複雑に絡んでおり、これまで米子湾を中心とした流動特性の把握や底質状況の把握など取り組んできたが、未知の領域が多く、引き続き汚濁原因の調査やモニタリングを実施していく必要がある。

《水質の経年変化 (COD、全窒素、全りん)》



2 平成 25 年度地点別水質調査結果

○環境基準点12地点における水質測定結果は、COD(化学的酸素要求量)、全窒素及び全りんのいずれの項目も環境基準未達成(図1-1、図1-2)

○第5期湖沼水質保全計画の最終年であったが、計画で定めた目標水質について、いずれの項目も未達成

○中海の一部で9月、11月及び2月に赤潮が確認された。

図1-1 中海の環境基準点の位置図

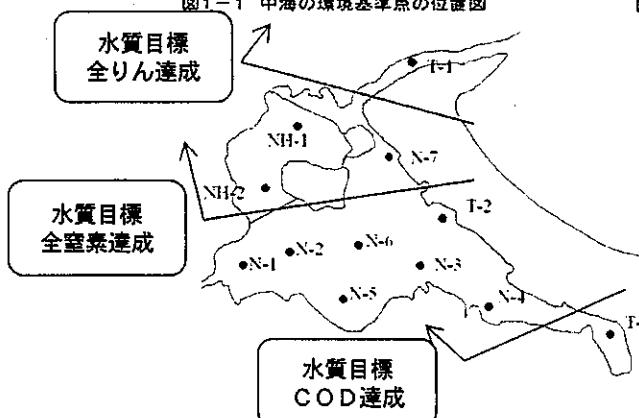
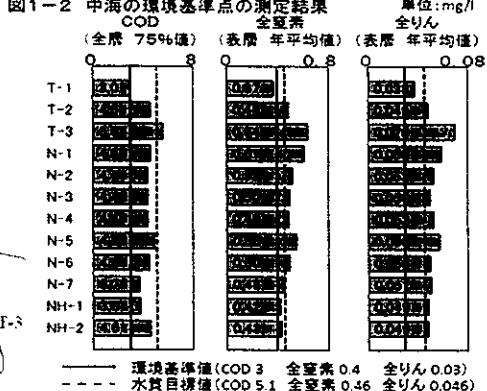


図1-2 中海の環境基準点の測定結果



ごみ減量化に向けた「食べきり」及び「簡易包装」の取組について

平成26年9月18日
循環型社会推進課

生ごみや容器包装ごみの減量化を図っていくため、「飲食店等における食べきり運動」及び「スーパー等における簡易包装」の推進に向けたモデル事業を実施した。今後、10月から全県に取組を拡大し実施する予定である。

1 モデル事業の実施結果

(1) 食べきり運動の推進

飲食店等の協力店で食べきり促進の取り組みをモデル的に実施した。

ア 場所：米子市内を中心とした30店舗

イ 期間：7月（1か月間）

ウ 取組項目 ※次のうち一つ以上を実践する店舗を「とっとり食べきり協力店」として登録

①	小盛りメニュー等の導入（例）ごはん量の調整、小盛りメニュー・ハーフサイズメニューの設定 等
②	食べ残しを減らすための呼びかけ実践（例）注文受付時に適量注文を呼びかける 等
③	ポスター等の掲示による食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
④	食品廃棄物のリサイクルの実施（例）リサイクル企業に委託して堆肥化、生ごみ処理機で堆肥化 等
⑤	上記以外の食べ残しを減らすための工夫

エ アンケート結果（回答：10店舗）

- ・食品廃棄物について、6店舗が「%は不明だが削減できた」と回答。
- ・また、半数以上が「環境配慮店舗であることをPRできた」「従業員の意識向上」の効果があったと回答があり、「食べきり運動」に一定の効果が認められた。

(2) 簡易包装の推進

県内のイオンにおいて、詰替商品や食品トレイを使わない食料品などの「簡易包装推進キャンペーン」をモデル的に実施した。

ア 場所：県内のイオン全店（5店舗）

イ 期間：8月22日（金）～24日（日）

ウ 内容

- ・詰替商品等の特設売場設置、ポスター等による啓発（全店）
- ・啓発イベント（23日、鳥取北店）
東部ノーレジ袋推進協議会によるティッシュ配布、パネル展示、エコ漫才、エコ工作体験 等

エ アンケート結果（回答：79名）

- ・過剰と思う包装としてYシャツの厚紙(39%)、食品トレイ(37%) 等。
- ・キャンペーンを「積極的に実施すべき」と肯定的な意見が97%。

2 今後の予定

- ・「とっとり食べきり協力店」について、改めて全県的に募集（9月下旬）を行い、10月から順次拡大を図る予定。
- ・「簡易包装」について、スーパー等の協力店を募り、国が設定している10月の3R推進月間に合わせて、詰替商品等の環境配慮型商品の特設売場設置やポスター等による啓発を行う「環境にやさしい買い物キャンペーン」を全県的に展開する予定。

山陰海岸ジオパーク世界再認定・エリア拡大記念セレモニーについて

平成26年9月18日
緑豊かな自然課
観光戦略課

8月に実施された山陰海岸ジオパークの世界再認定現地審査の結果が、カナダで開催される第6回ジオパーク世界ユネスコ会議の最終日（現地時間9月22日）で発表されるのに併せ、再認定を想定し、拡大エリアとして認められる予定の鳥取市青谷町で記念セレモニーを計画している。

1 記念セレモニーの概要

(1) 開催会場

鳥取市青谷町総合支所 多目的ホール

(2) 開催日時

9月23日（火・祝）午前8時～（発表時間によっては時間変更）

※現在のところ、日本時間の午前8時からジオパークの認定・再認定の発表が順次行われる予定である。

(3) 出席者

鳥取県知事、鳥取市長、岩美町長、鳥取県議会議員、鳥取市議会議員、岩美町議会議員、学術関係者、鳥取商工会議所、鳥取東・西商工会、岩美町商工会、鳥取市観光コンベンション協会、岩美町観光協会、鳥取県ジオガイド交流会、現地審査対応者等のジオパーク関係者

(4) セレモニー内容

審査結果の発表が行われるカナダの会場と兵庫県（豊岡市）会場及び鳥取県会場をインターネットによるテレビ会議システムで結び、発表を待ち受け、一緒に再認定を祝す。

- ・くす玉割り・万歳三唱
- ・挨拶
- ・懸垂幕お披露目

2 山陰海岸ジオパーク推進協議会の審査結果発表への対応

(1) 第6回ジオパーク世界ユネスコ会議への出席

山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局長等が、カナダの会議に出席するとともに、審査結果の発表に立ち会い、再認定証を受領する。

(2) 審査結果発表に併せたセレモニーの開催

兵庫県下の市町、京丹後市の関係者が集まり、豊岡市でセレモニーを開催する。

会 場：豊岡市役所

出席者：中貝会長、兵庫県及び京都府の構成市町、ジオパーク関係者等

内 容：くす玉割り、挨拶等

（参考）山陰海岸ジオパークの歩み

- ・平成19年 7月 山陰海岸ジオパーク推進協議会設立
- ・平成20年12月 日本ジオパークネットワーク加盟認定
- ・平成21年10月 世界ジオパークネットワーク国内候補地に選定
- ・平成22年 8月 世界認定現地審査
- ・平成22年10月 世界ジオパークネットワーク加盟認定
- ・平成25年12月 鳥取市西部地域のエリア拡大を含め日本ジオパーク再認定
- ・平成26年 8月 再認定現地審査

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第3期）案に係るパブリックコメントの実施について

平成26年9月18日
くらしの安心推進課

本県の犯罪のないまちづくりを推進するための施策等をとりまとめた「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）の第3期計画を策定するにあたり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 平成26年9月22日（月）から10月10日（金）まで
(2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 第3期計画案の概要

(1) 計画の期間

平成26年度から平成28年度までの3年間

(2) 計画の目標及び基本方針等

○基本目標

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現すること。

○達成指標

	平成25年（実績）	平成28年（目標）
犯罪発生率の減少	7.4件／千人	⇒ 6.9件／千人

* 犯罪発生率＝人口千人当たりの刑法犯認知件数

○基本方針及び主な施策

基本的な枠組みは第2期計画のままでし、特殊詐欺被害や認知症等による行方不明者など新たな課題に対応する個別の施策等を盛り込んで策定する。

<基本方針1> 自主防犯活動の促進		<基本方針2> 子ども、高齢者、女性等の安全確保	
施	①県民の意識啓発 ・鍵かけ運動の推進	施	①学校・通学路等での安全確保 ②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり
策	②地域安全情報の提供 ③地域防犯活動の促進	策	③子どもの安全教育 ④高齢者・女性・障がい者等の安全確保
<基本方針3> 防犯環境整備の促進		<基本方針4> 犯罪被害者等の支援	
施	①防犯住宅の普及・促進等 ②道路・公園・駐車場等における防犯措置	施	①相談体制の充実 ②被害者支援の啓発
策	③深夜小売業等の防犯措置 ④空家の防犯措置 ⑤防犯に配慮した自動車・自販機等の普及	策	③民間支援団体の活動の支援 ④関係機関の連携 ⑤性暴力被害者への支援

3 今後の予定

- 10月中旬 パブリックコメントの意見を反映した最終案の作成
10月下旬 第3回鳥取県犯罪のないまちづくり協議会へ諮問
10月下旬 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第3期）策定

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第3期）案

副題：どうしちょんなる！ どがないな～！ どうしとんさる！

声かけからはじまる 安心・安全 鳥取県

<概要>

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」に基づき、本県の防犯施策を総合的に推進する「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」（以下「計画」といいます。）の第3期計画を策定するにあたり、広く県民の皆さんに意見を求めるものです。

I 計画の期間 平成26年度から平成28年度までの3年間

II 計画の目標

1 基本目標 犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目指します。

2 達成指標 犯罪発生率の減少 平成25年 実績
7.4件／千人 → 平成28年 目標
6.9件／千人

* 犯罪発生率=人口千人当たりの刑法犯認知件数

III 推進施策

基本的な枠組みは第2期計画のままでし、特殊詐欺被害や認知症等による行方不明者など新たな課題に対応する個別の施策等を盛り込んで策定します。

1 施策の体系

【全体目標】

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現する。

【基本方針】

(1) 自主防犯活動の促進

県民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域の連帯感が高まり、住民がお互いに支え合う良好な社会環境の形成を図ります。

【施策】

①県民の意識啓発
最重点施策：鍵かけ運動の推進

②地域安全情報の提供

③地域防犯活動の促進

(2) 子ども、高齢者、女性等の安全確保

子ども、高齢者、女性等の犯罪被害防止の取組を進め、地域全体で見守る活動を推進するとともに、子どもの健全育成にふさわしい環境づくりや犯罪被害に遭わないよう効果的な安全教育を行います。

①学校・通学路等での安全確保

②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり

③子どもの安全教育

④高齢者・女性・障がい者等の安全確保

(3) 防犯環境整備の促進

施設等を防犯に配慮したものとするため、施設ごとに整備指針を作成・普及し、こうした整備を促進するために必要な情報提供、助言等の措置を講じます。

①防犯住宅の普及・促進等

②道路・公園・駐車場等における防犯措置

③深夜小売業等の防犯措置

④空家の防犯措置

⑤防犯に配慮した自動車・自販機等の普及

(4) 犯罪被害者等の支援

被害者支援に対する県民の理解を促進するとともに、民間支援団体の活動の充実を図り、被害者等のニーズに応じた支援を行います。

①相談体制の充実

②被害者支援の啓発

③民間支援団体の活動の支援

④関係機関の連携

⑤性暴力被害者への支援（新規）

(1) 自主防犯活動の促進

①県民の意識啓発

《基本的な考え方》

県民の自主防犯意識の醸成を図るため、各種イベントや県の広報媒体等を通じて犯罪のないまちづくりに関する広報・啓発を充実します。

平成25年の刑法犯認知件数の75.1%が窃盗犯で、このうち無施錠又は鍵付き状態のままで被害に遭う率が全国平均を大きく上回っていることから、『鍵かけ運動の推進』を最重点施策として実施します。

<具体的な施策>

- 鍵かけ運動の推進（ロックの日（6月9日）、盜難防止の日（10月7日）などの街頭キャンペーン）
- 鳥取県地域安全フォーラムの開催
- 防犯講習会の開催、出前防犯講座の実施
- 県民への消費生活情報の提供等

②地域安全情報の提供

《基本的な考え方》

地域での防犯活動に資するため、各地域での犯罪の発生状況や不審者に関する情報を、インターネットや携帯電話を始めとする、各種の広報媒体を通じて提供します。

<具体的な施策>

- ホームページやあんしんトリピーメール等による情報提供（振り込め詐欺情報、不審者情報等）
- “生活安全ニュース”や“ミニ広報紙”などによるコミュニティ情報の提供

③地域防犯活動の促進

《基本的な考え方》

地域での防犯活動の促進を図るため、効果的な活動例や先進的な取組事例を積極的に取り入れ、活動内容の充実を図るとともに、活動の核となるリーダーの育成を推進します。

<具体的な施策>

- 防犯リーダー研修会等の開催
- 防犯パトロール活動の促進
- NPO活動の促進

(2) 子ども、高齢者、女性等の安全確保

①学校・通学路等での安全確保

《基本的な考え方》

学校や通学路等において、子どもが犯罪被害に遭わないよう、安全確保を図るために防犯指針に基づき、安全な学校、安全な通学路づくりを進めるとともに、地域での見守り活動等の充実を図ります。

<具体的な施策>

- スクールガードリーダーによる学校等への指導、学校安全ボランティア等を活用した見守りの推進
- 学校における安全教育・安全管理の充実
- 放課後子ども教室の推進

②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり
《基本的な考え方》

本県の児童相談所における児童虐待の対応件数は近年、増加傾向にあり、全国的にも虐待死事件も後を絶たない状況において、虐待の発生予防、早期発見、早期対応の体制を継続します。

地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、子どもの健全な育成を阻害するおそれのある環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行います。

<具体的施策>

- 児童虐待の未然防止及び通報の促進
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室等の開催
- ケータイ・インターネットに関する教育啓発の推進

③子どもの安全教育
《基本的な考え方》

子どもに、様々な危険を予測し回避する能力を身に付けさせるため、子どもたちによる「地域安全マップ」の作成や、子どもの発達段階に応じた効果的・実践的な防犯訓練（教室）の実施など、安全教育の充実に努めます。

<具体的施策>

- 中学・高校の授業を通してのキャッチセールスや出会い系サイトなどの被害防止教育の推進
- 不審者対応訓練等の子ども安全教室の開催
- 地域安全マップの作成の促進

④高齢者・女性・障がい者等の安全確保
《基本的な考え方》

高齢者・女性・障がい者が事件や事故に巻き込まれないよう、地域での高齢者・障がい者の訪問、見守りや様々な広報媒体を通じての情報提供等を行います。

<具体的施策>

- 高齢者世帯の巡回連絡
- 障がいの理解の普及（あいサポート研修）
- 認知症等による行方不明者の早期発見
- 特殊詐欺被害防止対策の強化
- DV被害の防止
- 女性に対する防犯講習

(3) 防犯環境整備の促進

①防犯住宅の普及・促進等
《基本的な考え方》

住宅等への侵入犯罪は、強盗等の凶悪犯に結びつきやすいことから、特に防犯性能を高める必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯設計・設備の普及に努めます。

<具体的施策>

- 住宅等の防犯指針の普及啓発
- 優良防犯施設（学校、共同住宅、深夜小売業店舗等）の認定
- 住宅の防犯部品、防犯設計の普及促進

②道路・公園・駐車場等における防犯措置

《基本的な考え方》

道路、公園等は、不特定多数の者が利用する公共空間であり、いつでも誰でも犯罪に遭遇するおそれがあることから、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有したものとする必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する指針」に基づき、こうした施設の整備や防犯設備の普及を図っていきます。さらに、防犯に配慮した「まちなみ」の形成に向けたルールを定め、防犯環境の形成を進めていきます。

＜具体的な施策＞

- 公園等の防犯指針の普及啓発
- 防犯指針に則した公園・道路等の整備

③深夜小売業等の防犯措置

《基本的な考え方》

深夜小売業者や金融機関等は、強盗等の凶悪犯罪や窃盗犯罪の対象となりやすいことから、「犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造・設備等に関する指針」に基づき、十分な防犯対策が講じられるよう努めます。また、青少年の非行の温床とならないよう、施設周辺の風俗環境浄化に努めます。

＜具体的な施策＞

- 深夜小売業店舗等の防犯指針の普及啓発
- 事業所の防犯対策の推進

④空家の防犯措置

《基本的な考え方》

管理されていない「空家」は容易に不法侵入を許し、時間の経過とともに荒れ果て、不審火、不法投棄や性犯罪の温床となりかねません。このため、空家、空店舗、倉庫の所有者・管理者に対し適切な管理を促していきます。

＜具体的な施策＞

- 空き家等の実態確認
- 空家等のパトロール

⑤防犯に配慮した自動車・自動販売機等の普及

《基本的な考え方》

自動車、原動機付自転車、自転車や自動販売機に係る犯罪が多発していることから、それらについて盗難防止のための装置や犯罪に強い構造、設備等を有するものの普及に努めています。

＜具体的な施策＞

- 自動車等の防犯装置の普及啓発
- 自転車防犯登録制度の普及

(4) 犯罪被害者等の支援

①相談体制の充実

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対する適切な情報提供等を行う相談窓口を設置し、具体的な相談を受けるとともに、関係機関・民間団体との調整等を行います。

＜具体的な施策＞

- 相談窓口の設置、カウンセリング体制の整備
- ボランティア支援員の養成

②被害者支援の啓発

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対する県民の理解を深め、協力を促進するため、広報啓発活動を実施します。

<具体的施策>

- 被害者支援に関するホームページ、県の広報媒体、啓発用リーフレット等を活用した広報
- 命の大切さを学ぶ教室の実施

③民間支援団体の活動の支援

《基本的な考え方》

犯罪被害者等を支援する民間団体が十分に活動できるよう、必要な支援を行います。

<具体的施策>

- とっとり被害者支援センターの活動の支援

④関係機関の連携

《基本的な考え方》

犯罪被害者等を支援するための体制を整備し、関係機関、民間支援団体等との連携を図ります。

<具体的施策>

- 民間支援団体等との連携
- 犯罪被害者等の緊急避難場所の確保

⑤性暴力被害者への支援

《基本的な考え方》

性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を確立するため、関係機関・団体等により組織される連携ネットワークの活動を支援します。

<具体的施策>

- 性暴力被害者支援体制の構築

「鳥取県地域安全フォーラム2014」の開催について

平成26年9月18日
警察本部
(生活安全部生活安全企画課)
くらしの安心推進課

10月11日（土）から20日（月）までの間、「全国地域安全運動」が実施され、その一環として、鳥取県では、県民の自主防犯意識の向上と「犯罪のないまちづくり」の推進を目的に「鳥取県地域安全フォーラム2014」を開催する。

1 開催日時・場所

- 10月15日（水）午後1時30分から午後4時までの間
- 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584番地
　　ハワイアロハホール

2 参加予定者

約450人

3 主催・共催

- 主催：公益社団法人鳥取県防犯連合会
- 共催：鳥取県警察・鳥取県

4 開催内容

- (1) 鳥取県警察音楽隊演奏
- (2) 挨拶
- (3) 表彰
防犯功労者及び防犯功労団体等の表彰
- (4) 講演

【講師】

NPO法人 命のつどい
理事長 多田 そうべい 氏

【演題】

「見直そう！！ 近所力 地域力」

(5) 特殊詐欺被害防止ミニ講習

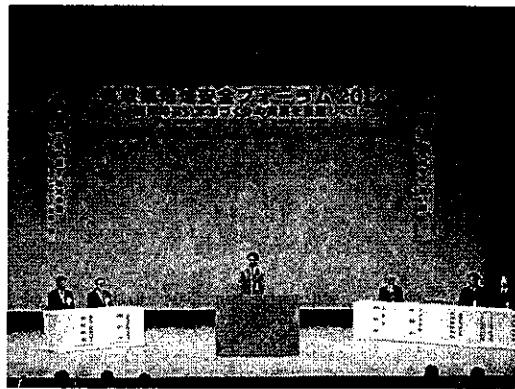
特殊詐欺被害防止DVDの視聴など
（鳥取県警察本部生活安全企画課員）

(6) 「犯罪のないまちづくり」宣言

鳥取県大学生防犯ボランティア
「チャンス」代表者

5 展示

会場ホワイエにおいて、犯罪被害防止
グッズ等の展示を行う。



（一昨年の開催状況）



（多田そうべい氏）



（特殊詐欺被害防止DVDの一場面）

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (東部生活環境 事務所)	県営住宅東浜団地第一期住戸改善 工事(55-1棟)(建築)	鳥取市 浜坂 四丁目	株式会社懸樋工務店 代表取締役 懸樋 義樹	(当初契約額) 199,080,000円	平成25年7月5日 ~平成26年9月10日	(当初契約日) 平成25年7月4日	
				(変更契約額) 217,521,000円	(変更なし)	(変更契約日) 平成26年8月22日	(第1回変更)